

平成26年12月1日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成26年12月1日(月)午後 2時30分開議

- 日程第 1 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度東庄町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度東庄町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 4 議案第35号 東庄町基本構想の策定に関する条例を制定することについて
- 日程第 5 議案第36号 東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 6 議案第37号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 議案第38号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第39号 町道路線の廃止について
- 日程第 9 議案第40号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第41号 平成26年度東庄町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第42号 平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第43号 平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第44号 平成26年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 林 俊之君

2番 大 網 正 敏 君
 4番 花 香 孝 彦 君
 5番 佐久間 義 房 君
 6番 板 寺 正 範 君
 7番 城之内 一 男 君
 8番 高 木 武 男 君
 9番 林 甚 一 君
 10番 鈴 木 正 昭 君
 11番 多 田 和 弘 君
 12番 土 屋 進 君
 13番 山 崎 ひろみ 君
 14番 宮 崎 正 吾 君
 15番 高 嶋 雅 弘 君
 16番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

なし

出席説明員（15名）

町 長 岩 田 利 雄 君
 副 町 長 清 水 正 幸 君
 監 査 委 員 平 山 茂 君
 会 計 管 理 者 鈴 木 努 君
 健 康 福 祉 課 長 石 毛 克 身 君
 総 務 課 長 金 島 正 好 君
 病 院 事 務 長 鈴 木 和 雄 君
 産 業 振 興 担 当 課 長 石 毛 一 久 君
 ま ち づ ぐ り 課 長 大 後 修 司 君
 町 民 課 長 多 部 田 秀 也 君
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 河 津 静 夫 君
 教 育 委 員 会 委 員 長 林 英 伸 君
 教 育 長 小 澤 茂 君

教 育 課 長 林 敏 行 君
生涯学習担当課長 笹 本 博 之 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 小 林 豊
次 長 宮 前 玉 子
主 査 箕 輪 広 次

(午後 2時30分 開議)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事に入る前に申し上げます。ただいま、鈴木正昭君から、11月27日の会議における発言について、会議規則第63条の規定によって、発言の趣旨に適さない事例を引用したので、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、鈴木正昭君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

日程第1、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、委員としてお願いをしております平野義直氏の任期が平成26年12月3日で満了となります。適任でありますので、引き続き委員としてお願いいたしたく提案するものでございます。

よろしくご審議の上、同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

お諮りします。ただいま議題となりました同意第3号については、正規の手続を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

日程第2、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成26年度東庄町一般会計補正予算(第3号))及び日程第3、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(平成26年度東庄町一般会計補正予算(第4号))を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第3号及び承認第4号の提案理由を申し上げます。

承認第3号は、一般会計補正予算(第3号)の専決処分について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,681万4,000円とするものでございます。

補正内容でございますけれども、全国的に問題となっていました源泉所得税の徴収漏れについて見直しを行った結果、個人事業主に支払った料金等について徴収不足があることが判明をいたしました。徴収不足額は速やかに町が税務署に納付する必要があるため、所要経費の補正を行ったものでございます。

議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

続いて、承認第4号は、一般会計補正予算(第4号)の専決処分について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ902万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,584万3,000円とするものでございます。

この補正は、衆議院が11月21日に解散となり、12月14日に総選挙を行うこととなったため、その執行経費の補正となっております。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細については担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

それでは、平成26年度東庄町一般会計補正予算(第3号)について内容を説明いたします。

まず初めに、町長の提案理由にありました所得税の徴収漏れとなった原因等についてご説明いたします。

町が個人に支払う給料や報酬は、所得税法により町が徴収義務者として所得税を徴収して税務署に納付しなければなりません。しかしながら、所得税法の認識誤りによる徴収漏れが全国的に指摘され、佐原税務署から個人事業主への支払いや委託料で支払った料金について自主点検するよう通知がございました。この見直しの結果、平成22年1月から平成26年9月までに支払った委託料について、5人の事業主で121万7,125円の所得税の徴収漏れが判明いたしました。徴収不足額は速やかに税務署に納付し、関係する個人事業主に内容を説明し、お詫びするとともに、徴収不足となっている源泉徴収税を町へ納入するように依頼してございます。

また、納付日までの延滞税等は佐原税務署からの通知により、町が納付することとしております。

今回の認識誤りによる徴収漏れにつきましては、全国的に発生しているものではございますが、このような事態を招いたことを深くお詫びいたしますとともに、職員に周知徹底を行い、再発防止に努めてまいります。

それでは、補正予算の内容について申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

まず歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、27節公課費で、源泉所得税徴収不足金121万7,000円と延滞税及び不納付加算金4万2,000円となっております。

続きまして、歳入でございます。8ページをお願いいたします。

財源につきましては、20款諸収入、5項3目6節雑入で、源泉所得税徴収不足返納金121万7,000円は、個人事業主に納付いただく徴収不足となっていた所得税額でございます。

次に、19款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金で4万2,000円となっております。

なお、本補正につきましては、10月14日に専決処分をさせていただき、10月20日に源泉所得税分を税務署に納付してございます。

以上で専決処分による一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。

続いて、平成26年度東庄町一般会計補正予算(第4号)について、内容を説明させていただきます。

町長の提案理由にありましたように、12月14日執行予定の衆議院議員総選挙に伴う経費の補正でございまして、議会を招集する時間的余裕がなかったため、11月19日付で専決処分したものでございます。

それでは、歳出から申し上げますので、議案書の16ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費に6目衆議院議員選挙費を新たに設け、人件費や物件費等の必要経費をそれぞれの節に902万9,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入について申し上げます。15ページをお願いいたします。

15款県支出金、3項1目総務費委託金で780万円でございます。これにつきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき、交付予定でございます。

なお、歳入が歳出に不足する分、122万9,000円につきましては、19款繰越金より前年度繰越金を補正いたします。

以上で専決処分による一般会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番、花香孝彦君。

4番(花香孝彦君)

源泉徴収漏れについて伺いたいと思います。

源泉徴収漏れについて、今、伺った内容から判断いたしますと、この件に対する問題意識が若干薄いように感じられました。他の市町村では、香取郡では多古町、神崎町及び近隣の銚子市、旭市では、ホームページに源泉徴収税の徴収漏れについて個人事業主の方々及び町民の方々にも深くおわびする旨の掲載が載っておりました。このようなことから考えますと、少々問題意識が薄いと感じられましたので、議会への説明だけでももう少しお願いしたいと考え、もう一度、伺いたいと思います。

また、ご迷惑をおかけした方々がいらっしゃるかと思うんですけども、町民の方々だと思われそうですが、ご迷惑をおかけしないためにも、十二分なサポート体制をされているかどうか、伺いたいと思います。

また、今後の対応策について、職員への周知徹底ということでの説明がりましたが、他市町村を見ても、会計部門での審査の強化という点があるんですけども、これについても確認させていただければと思います。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

花香議員のご質問でございます。問題意識が低いということでございます。近隣の市町村も、この辺の近隣は大体この問題に関係しておりまして、ホームページに掲載していたということでございます。町では、新聞社に投げ込みまして、新聞掲載をされております。また、該当者、5人の事業主の方でございますけれども、その方々に個別に訪問しまして、大変申しわけないということでおわびをしております。

今回の件につきましては、個人の方の報酬とかにつきましては、源泉徴収を従来からしております。例えば、日当報酬が5,000円ということでしたら、その規定の金額を差し引きまして、源泉徴収をしまして、本人に支払うというような形をとっておりますけれども、今回の件につきましては、例えば、設計士、測量士、下に士とつくような方々につきましては、特別に源泉徴収しなさいというような法律がございまして、それが各自治体で把握できていなかったことによる源泉徴収漏れということでございます。

例えば、設計士さんが町と業務委託契約を交わしまして、100万円の設計を請け負ったということでの例として出させていただきますけれども、民間の会社、法人組織でしたら、例えば、100万円で請け負った金額は100万円の支払いをするということでございますが、それが何々設計、例えば、金島正好ということで個人の名前で、何々設計であっても個人の名前でしたら、その委託金額を源泉徴収、5%、10%という規定にのっとり、源泉徴収をしなければならないという規定がございまして、その規定をチェックできなかった、認識をしていなかったというところがございます。

これは各自治体もそのような形がございまして、各自治体も新聞に公表しておる次第でございます。今後はそのような形のチェック体制を十分内部で問題意識を共有しまして、間違いがないようにしたいと思っております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度東庄町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度東庄町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第4、議案第35号、東庄町基本構想の策定に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第35号、東庄町基本構想の策定に関する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

平成23年5月に地方自治法の一部改正による法律が公布されたことに伴い、基本構想の策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の判断に委ねられることになりました。これを踏まえ、地方自治法第96条第2項の規定により、基本構想の策定について、議会の議決を必要とする条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

町長の提案理由にありましたように、地方自治法第2条第4項の改正に伴い、議会の議決を経て、その地域における総合的な行政の運営を図るための基本構想を定める

義務付けは廃止されました。

しかし、総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力ある町の将来像を描くものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきものと考えるところでございます。

よって、地方自治法第96条第2項の規定により、基本構想の策定に際し、議会の議決を必要とする条例を制定しようとするものでございます。

条文の説明をいたします。

第1条で、基本構想策定に必要な事項を定めることを規定しております。

第2条、1項で、策定を表明しております。

2項では、基本構想で定める内容の主なものを掲げております。

3項では、基本構想の期間を定めております。

第3条は、社会情勢の変化に対応するため、期間内での変更、見直しを想定。

第4条、1項では、基本構想に対する議会の議決を規定。

2項では、基本構想の変更に関する議決を規定しております。ただし書き以降では、軽微な変更の場合は、議決を伴わないことを規定しております。

第5条で、基本構想の公表を規定しております。

第6条、第1項では、基本計画の策定を、第2項では実施計画の策定を規定しております。

第7条は、条例の運用に当たり、条例に定めのない事項は町長が別に定める規定としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。これから議案第35号、東庄町基本構想の策定に関する条

例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第36号、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第36号、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

現在、仲内地区に設置されております児童遊園について、仲内区長より利用者の減少、遊具の老朽化を理由に廃止してほしいとの要望があり、検討した結果、廃止することにいたしました。

これにより、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長(石毛克身君)

それでは、議案書の24ページをごらんいただきたいと存じます。

東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありましたように、仲内区に設置しております児童遊園について、仲内区長より児童数の減少及び遊具の老朽化に伴い、廃止の要望がありました。町といたしましても、以前から利用者がほとんどなく、遊具も老朽化して、使用不能

もしくは危険な状態となっているため、仲内区と協議の結果、廃止もやむを得ないと判断いたしましたので、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表によりご説明申し上げます。改正の内容につきましては、第 2 条中、現行の仲内児童遊園の項目を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13 番、山崎ひろみ君。

13 番（山崎ひろみ君）

仲内区の児童遊園の件は、諸事情から了解したいと思いますが、役場庁舎前に遊具を若干今置いて、多くの子供たちが今遊びに来ていますけれども、児童遊園の設置条項というのが、ちょっと私、詳しくわからないんですが、あのあたりをもうちょっと整理して、笹川でも遊べるところがなくなってきていますので、何か手だてはないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

質疑じゃないですか。了解しました。

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。これから議案第 36 号、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 37 号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び日程第 7、議案第 38 号、特別職の職員で常勤のもの

の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第37号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて及び議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

職員の給与は地方公務員法に基づき、生計費や国、他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めることとされております。

平成26年の国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告によりますと、月例給及びボーナス並びに通勤で自動車等を使用する職員への通勤手当が民間給与を下回っている状況であり、この較差を埋めるため、国や千葉県では月例給及びボーナス並びに通勤手当について給与改定が実施されます。

本町におきましても、国や千葉県に準じた給与改定を実施するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

それでは、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

平成26年度の給与改定について、本町は国及び千葉県職員の給与改定に準じた内容で、次の3点について改正を行うものでございます。

まずは一般職についてでございますが、1点目は、給料表を世代間の給与配分の観

点から、若い職員、若年層に重点を置いた給料月額の改定を行うものでございます。給料表につきましては、指定職給料表を除く全ての給料表を対象とし、平均改定率は0.3%でございます。この改定により、行政職1の給料表の初任給は2,000円の引き上げとなります。これを平成26年4月1日に遡って適用させるものでございます。

2点目は、自動車等を使用する職員の通勤手当の引き上げでございます。民間の支給状況を踏まえて、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げとなり、対象者は86人となります。これも給料表と同じく、平成26年4月1日に遡って適用させるものでございます。

3点目は、勤勉手当の引き上げでございます。民間の支給割合と見合うよう、年間の支給割合を0.15月分引き上げるもので、これにより年間3.95月分が4.1月分となります。この引き上げは、勤勉手当に上乘せとし、平成26年12月の支給分から適用させるものでございます。

なお、改定案第2条では、この引き上げ分0.15月を平成27年4月以降においては6月と12月の勤勉手当に配分する内容でございます。

続いて、特別職でございます。現行の一般職の期末勤勉手当の年間支給割合を特別職の期末手当と同率としているところでございます。今回、一般職の期末勤勉手当を0.15月、引き上げるため、特別職においても0.15月分引き上げ、年4.1月とする内容でございます。この引き上げ分、0.15月は平成26年12月の期末手当支給から適用させるものでございます。

以上が今回の給与条例改正の内容でございます。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第37号、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第39号、町道路線の廃止について及び日程第9、議案第40号、町道路線の認定についてを一括議題とします。職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第39号、町道路線の廃止について及び議案第40号、町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

町道路線の廃止、認定につきましては、道路法第10条第3項並びに第8条第2項の規定により、議会の議決が必要とされております。

まず、議案第39号、町道路線の廃止についてですが、北ルートの一部が県道バイパスとして供用を開始したことにより、町道として認定していた1路線全てを一旦廃止しようとするものでございます。

続いて、議案第40号、町道路線の認定でございますが、一旦廃止した路線のうち、県道バイパスとして供用開始した以外の部分について、3路線に分けて再び認定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、議案第39号、町道路線の廃止について、議案第40号、町道路線の認定についての提案内容を説明申し上げます。

最初に、町道路線の廃止についてでございますが、議案書の50ページをお願いいたします。

町道0208号線、新宿地先から宮本地先の間、延長3,389.42メートルにつきましては、一部が県道バイパスとして供用開始したことにより、1路線全延長を一旦廃止しようとするものでございます。

この箇所につきましては、次のページの廃止路線図をごらんいただきたいと思っております。

緑色で表示した路線が、今回、一旦廃止しようとする町道0208号線でございます。県道バイパスの供用開始部分につきましては、下総橋停車場東城線バイパス、通称、北ルートと呼ばれているものでございます。宮本のエービンの信号のところから橘小学校前を経由いたしまして、東庄病院に通じる交差点までが、今年県道として供用開始している部分でございます。

続きまして、町道路線の認定についてでございますが、53ページをお願いいたします。

一旦廃止された路線のうち県道バイパスとして供用開始した以外の部分について、町道0208号線、2233号線、2234号線の3路線に分けて、総延長2126.79メートルの町道に再び認定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

認定路線図でございます。赤色で表示した路線が再び認定しようとする町道でございます。

国道356号、新宿地先から町道0104号線、羽計地先までの区間につきましては、従前のおりの2級町道0208号線として再び町道認定しようとするものでございます。

また、町道0104号線から県道バイパスの谷津・今郡地先につながる区間につきましては、一般町道として町道2233号線、2234号線の2路線として再び町道認定しようとするものでございます。

以上で、議案第39号及び議案第40号の内容についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。初めに、議案第39号、町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第41号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第5号）から日程第13、議案第44号、平成26年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第41号から議案第44号まで、一般会計のほか特別会計2件及び企業会計1件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

最初に一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

平成27年度は我が町の町制施行60周年記念となる節目の年であります。町といたしましては、平成27年1月から平成28年3月までを町制施行60周年記念の期間として位置づけてまいりたいと考えております。

このような中で、今回の補正予算では町制施行60周年記念事業の第一弾として、高校生等医療費助成金を計上いたしました。子育て支援事業として幼児から中学生までの医療費の助成を行ってまいりましたが、今回はさらに高校生等の年齢まで引き上げ、助成を行うものでございます。

このほか、補正予算の主な内容でございますけれども、産業関係では、畜産振興の指定寄附金により町有自動車を購入、産業関係では県補助金を活用しました産地整備支援事業も実施をいたします。また、国の人事院勧告等を踏まえ、国、県に準じ、職員の給料、諸手当といった人件費の補正を関係各科目で行うものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,666万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,250万5,000円とする補正となっております。

続いて、議案第42号、東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,831万8,000円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,397万8,000円とするものでございます。今回の補正は職員の給与改定に伴う人件費並びに医療費の伸びによる保険給付費等の不足分を増額補正するものでございます。

次に、議案第43号の東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万5,000円を追加いたしま

した。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,609万8,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、職員の給与改定に伴う人件費を増額補正するものでございます。

続いて、議案第44号の国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

収益的収入及び支出と資本的収入の補正でございます。まず、収益的収入で、外来収益が伸びたことに伴い、病院事業収益の既決予定額に1,844万4,000円を追加し、11億2,862万8,000円とするものでございます。

次に収益的支出で職員の給与改定に伴う人件費及び薬品費の不足見込額として病院事業費用の既決予定額に1,972万9,000円を増額補正して、11億2,553万3,000円にするものでございます。

次に、資本的収入で医療機器に対する国保調整交付金の交付決定等に伴い、既決予定額に合計116万8,000円を増額補正し、3,342万4,000円にするものでございます。

以上、議案第41号から議案第44号までの提案理由を申し上げます。詳細につきましては、担当課長、事務長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君

総務課長(金島正好君)

それでは、平成26年度東庄町一般会計補正予算(第5号)の内容について説明させていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の62ページをお願いいたします。

今回の補正では、町長の提案理由にもありましたとおり、国や県の人事院勧告に準じて職員給与や諸手当といった人件費の補正を関係科目で行っております。これは1款の議会費を初めとする各款において2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費に計上し、総額で1,019万8,000円となっております。

このほか一般会計から特別会計への人件費繰出金の補正として、3款の民生費で国民健康保険特別会計が56万8,000円、介護保険特別会計が47万5,000円

の増となっております。

なお、以降はこれ以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

まず、2款総務費、1項1目総務管理費、一般管理費、1.1節消耗品費2.6万円、これにつきましては町長の提案理由にありましたとおり、平成27年1月から町制施行60周年と位置づけており、PR用グッズとして懸垂幕やのぼり旗等を作成するものでございます。

次の4目財産管理費の1.5節地域イントラネット基盤施設整備工事費で1,404,000円。町道3路線の改良工事に伴い、町で保有する光ケーブルの敷設工事が発生したことによるものでございます。

次に6目防犯対策費の1.1節防犯灯電気料5.4万円は、当初予算に計上した電気料でございますが、電気料の値上げ等により、追加補正となっております。

次に、64ページに移りまして、3款民生費、1項8目社会福祉費、オーシャンプラザ費の1.5節空調機器修繕工事6.4万8,000円。これにつきましては、オーシャンプラザ1階で使用しておりますエアコンが故障したため、交換工事を行うものでございます。

同じ目の1.9節電話工事費負担金2.3万5,000円は、東庄病院への負担金となります。東庄病院と保健センター、オーシャンプラザで使用している電話交換機の工事を一括して行うものでございますが、契約を東庄病院で行い、使用する電話回線の按分によりオーシャンプラザ分を東庄病院に支払うものでございます。

次の6.5ページに移りまして、4款衛生費、1項4目保健衛生費、母子衛生費、1.3節委託料1.0万9,000円、2.0節扶助費1.9万5,000円。これにつきましては、町長の提案利用にありましたとおり、高校生等、15歳から18歳の医療費助成のため、システム改修の委託料と扶助費を補正しております。

次の7目保健福祉総合センター管理費、1.9節の電話工事費負担金8.3万9,000円につきましては、民生費のオーシャンプラザ費で説明いたしました東庄病院への負担金と同じ内容となっております。

次の6.6ページに移りまして、5款農林水産業費、1項3目農業費、農業振興費の1.9節産地整備支援事業補助金1.3万1,000円。野菜生産事業者2事業者の収穫機器購入費への助成で、県補助金によるものとなっております。

次の4目畜産業費で自動車購入費と諸経費で総額122万5,000円。これは9月末に有限会社ブライトピック千葉様から畜産振興にとの指定寄付をいただいております。この寄付金を財源として町有自動車を購入するものでございます。

続いて5目農地費、19節で土地改良施設維持管理改修事業補助金62万円は、桁沼土地改良区が行う排水路や道路の改修工事費の10%を補助するものでございます。

また、環境保全型農業対策事業交付金27万3,000円は、農薬低減による環境保全農業に取り組む3事業者への交付金となっております。

次の67ページに移りまして、7款土木費、4項2目都市計画費、公園費の15節公園施設整備工事費200万円でございますが、当初予算に計上しておりました橋駅前の駐車場整備工事ですが、工事費が追加となり補正するものでございます。

次の68ページに移りまして、9款教育費、1項2目教育総務費、事務局費の13節例規整備支援業務委託料49万7,000円は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係例規の整備について委託する経費の補正となっております。

続いて2項1目小学校費、学校管理費の11節で電気料95万7,000円及び施設修繕料98万6,000円は、電気料について不足額を補正するものでございます。

施設修繕料は主に神代小の放送設備の更新工事によるもので、ほかに東城小のガラス補修などの修繕費について補正するものでございます。

次の15節教育施設維持補修工事費で89万8,000円、こちらは主に東城小学校の避難器具の取替工事によるもので、そのほか神代小、橘小、笹川小の施設補修工事とあわせての工事費となっております。

次の69ページは、3項1目中学校費、学校管理費の11節電気料の13万円につきましては、不足額を補正するものでございます。

次の6項3目保健体育費、学校給食費、15節で施設維持補修工事58万4,000円は、10月の台風による被害で給食センターの屋根、庇の修繕工事費の補正となっております。

次に歳入について申し上げます。議案書の61ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項4目県補助金、農林水産業費補助金、2節農業振興費補助金131万1,000円。農業振興費で補正しました産地整備支援事業補助金の財源と

なっております。

次の5節農地費補助金13万6,000円は、農地費の環境保全型農業対策事業交付金の財源となっております。

続いて、17款寄付金で、指定寄付、畜産の指定寄付ということで100万円、歳出で説明しましたが、有限会社ブライトピック千葉様から畜産振興にと指定寄付をいただいたものでございます。

最後に歳入が歳出に不足する2,421万5,000円については、19款繰越金で補正するものでございます。

以上で一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(鎌形寿一君)

町民課長、多部田秀也君。

町民課長(多部田秀也君)

それでは、私のほうから議案第42号、平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の内容説明を申し上げます。

最初に歳出から説明を行います。議案書の79ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、給与改定に伴い給料、手当等に所要の補正29万3,000円を増額するものでございます。

次に2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費は退職被保険者にかかる療養給付費に不足が見込まれるため1,580万円の増額補正を行うものでございます。

続いて、3目一般被保険者療養費、社会保険等の資格喪失後の社会保険で受診してしまう、いわゆる不当利得に対しまして、東庄町国民健康保険が支払うべき医療費に不足が見込まれるため、130万円の増額補正を行うものでございます。

続いて、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費は、高額療養費に不足が見込まれるため、830万円の補正をするものでございます。

次に、8款保健事業費、3項保健センター事業費、1目保健指導事業費につきましては、給与改定に伴いまして、給料、手当等、所要の増額補正27万5,000円を行うものでございます。

続いて80ページ、11款諸支出金、3項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金は、

東庄病院における医療機器整備に235万円の繰り出しを行うため補正を行うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。78ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、東庄病院の医療機器整備に繰り出しを行うため、国民健康保険特別調整交付金を受けるもので、235万円の増額をするものでございます。

続きまして、4款1項1目療養給付費交付金、こちらは社会保険診療報酬支払基金における平成26年度分の確定によりまして、当初予算との差額分1,218万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、9款繰入金、2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、職員の給与改定に伴う財源の不足分56万8,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、10款繰越金、これは補正により不足する財源を前年度繰越金にて充当するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。ご審議の上、可決くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長(石毛克身君)

それでは、議案第43号、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、内容をご説明申し上げます。

議案書の87ページをお開きいただきたいと思います。

歳出よりご説明申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費30万7,000円。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防事業費8万円及び2項1目包括的支援事業費8万8,000円の増額については、職員の給与改定に伴う人件費の補正によるものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。86ページをお開きいただきたいと思います。

7款繰入金、1項3目その他一般会計繰入金47万5,000円の増額については、

職員の給与改定に伴う人件費の増額分を一般会計から繰り入れするための補正でございます。

以上で平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

病院事務長、鈴木和雄君。

病院事務長(鈴木和雄君)

議案第44号、国保東庄病院事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。議案書97ページをごらんいただきたいと思います。

実施計画内訳書につきまして、内容の説明をいたします。

町長の提案理由にもございましたように、収益的収入及び支出の変更があります。

まず、収益的収入のうち第1項医業収益、第2目外来収益、第1節外来収益の既決予定額に1,844万4,000円を追加し、5億721万円とするものです。

内容は、外来患者一人1日当たりの単価が10月までの実績から、当初見込額より600円上回り、1万6,500円見込まれるため、増額するものでございます。

次に、収益的支出のうち第1項医業費用、第1目給与費の既決予定額に972万9,000円を追加し、4億9,281万6,000円にするものです。これは給与改定に伴うもので、2節手当が431万9,000円、4節法定福利費が541万円を追加するものでございます。

次に、第2目材料費のうち第1節薬品費の既決予定額に1,000万円を追加し、3億1,319万5,000円にするものです。内容は外来診療における投薬量が増加したためでございます。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入の補正でございます。

第1項出資金、第2目国保会計出資金の既決予定額に9万5,000円を追加し、235万円とするものです。

内容は、医療機器整備に対する国保調整交付金の交付決定を受け、決定金額に合わせるため増額するものです。

なお、医療機器は骨密度測定装置でございます。

次に、第1款資本的収入に第3項他会計負担金を追加し、107万3,000円と

するものでございます。内容は一般会計のほうで説明がありましたように、構内電話改修工事にかかる保健センター及びオーシャンプラザ分を一般会計で負担金として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第41号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成26年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成26年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第44号、平成26年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算
(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しました。閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会12月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。
本定例会におきましては、同意1件、承認2件、議案10件を提案させていただきました。
議員各位には慎重なるご審議を賜り、おかげさまで全ての案件を原案のとおり可決、承認をいただきました。まことにありがとうございました。

また、本議会でご提言のございました事項につきましては、鋭意検討してまいりる所
存でございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

さて、衆議院が解散をされ、14日には総選挙が執行されます。経済政策、アベノ
ミクスの評価が争点とされるところでございますが、経済効果が十分に地方に波及す
る、そのような政治の実現を期待するものでございます。

また、国が最重要課題として掲げる地方創生は日本の将来を左右する最優先のテー
マであるとともに、まさに地方自治体にとってはまちづくりに対する姿勢を問われる
課題でもございます。

来年、東庄町はいよいよ町制施行60周年を迎えるわけでございますが、この記念
の年を、地方創生スタートの年として、議員各位はもとより、町民、行政が一体とな
って、未来に夢や希望を持てるまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

このように、12月定例会、私にとって町長職任期の最後の定例会となります。こ
れまで皆様方のご指導、ご支援に対し、心から御礼を申し上げる次第であります。あ
りがとうございました。

最後になりましたが、年末の慌ただしい時期を迎えました。くれぐれも健康にご留

意をいただき、ますますのご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会の挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

それでは、私からも一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、町長からもお話がありましたように、衆議院の選挙が間近に迫っております。あす公示になります。14日の投票。その後には町長選挙が控えております。皆様方も選挙というのはもういろいろな面で大変かと思いますが、我が町の投票率、これを一番大事に頭の中に思い浮かべ、一人一人、各町民、友達等に声をかけ合って、投票率がアップするよう、これをお願いしたいと思います。

そしてまた12月、師走に入りました。いろいろとお忙しくなるとは思いますが、一生懸命、お体に十分留意して議員活動、そして、仕事も一生懸命やって、よい年を迎えていただければと思います。どうも本当にご苦労さまでした。

以上で、平成26年12月東庄町議会定例会を閉会します。

（午後 3時50分 閉会）